

健康

病気の予防

健康相談・訪問指導

妊産婦・乳幼児から高齢者までの健康や栄養、子育て、検診結果のことについて、保健師・栄養士が相談に応じます。電話での相談や健康管理についての訪問指導も実施しています。

▶ お問い合わせ

健康課市民健康係 (☎63-8312) 2階窓口⑥

健康課母子健康係 (☎63-2819) 2階窓口⑥

がん検診・その他の検診(健診)

検診は病気を早期発見し、早期治療を進めるだけでなく、自分の健康を確認するものです。年に1度は必ず受けてください。

個人通知(受診券)により市内指定医療機関で受診する個別検診と、市内の各会場で実施する集団検診があります。

検診名	受診方法	対象者	
肝炎ウイルス検診	集団・個別	40歳以上で過去に受けたことがない人	
胃がん検診(バリウム)	集団	40歳以上	
胃がん健診(胃カメラ)	個別	50歳以上の偶数年齢	
胃がんリスク検診	集団	40・45・50・55・60・65・70・74歳で過去に受けたことがない人	
大腸がん検診	集団	40歳以上	
肺がん結核併用検診	集団	40歳以上	
子宮がん検診	集団・個別	20歳以上偶数年齢の女性	
乳がん検診	マンモグラフィー 超音波	集団	40歳以上で偶数年齢の女性
	超音波のみ		30歳代偶数年齢の女性
前立腺がん検診	集団・個別	50歳以上の男性	
40歳未満の健康診査	集団	20・25・30~39歳	
骨粗しょう症検診	集団	30・40・45・50・52・55・60・65・70歳の女性	



👉 知っていますか?

障がいのある人・関連する設備を示すマーク

見かけたら障がいのある人へご配慮をお願いします

耳マーク



耳が不自由であること、及び耳が不自由な人への配慮を示すマークです。

(出典: (一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

(出典: 厚生労働省)

オストメイト/オストメイト用設備マーク



人工肛門、人工膀胱がある人、またそうした人のための設備があることを示すマークです。

(出典: (公財) 交通エコロジー・モビリティ財団)

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、設備であることを示す世界共通のマークです。

(出典: (公財) 日本障害者リハビリテーション協会)

聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)



聴覚が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典: 警察庁)

身体障害者標識(身体障害者マーク)



肢体が不自由なことが理由で免許に条件を付けられている人が車に表示するマークです。

(出典: 警察庁)

ハート・プラスマーク



見た目ではわかりにくい、体の中に障がいがあることを示すマークです。

(出典: (特非) ハート・プラスの会)

特定保健指導

鹿沼市国民健康保険に加入する40歳以上75歳未満の人で特定健診を受診され、動脈硬化の危険因子となる腹囲、血圧、血糖、脂質代謝の値が基準値を超えている人に、特定保健指導を行います。

▶ お問い合わせ

健康課市民健康係(☎63-8312) 2階窓口⑥

健康教育

▶ 健康づくり講演会

生活習慣病予防や健康についての講演会を開催していますので、健康づくりに役立ててください。

▶ 健康教室

健康づくりについての教室などを市民情報センターや各コミュニティセンターで開催しています。

▶ お問い合わせ

健康課市民健康係(☎63-8312) 2階窓口⑥

歯周病検診

市内に住所のある人で、当該年度に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になる人に問診、歯周組織検査を実施し、歯周病の早期発見と予防を図ります。(受診方法、個別検診)

▶ お問い合わせ

健康課健康増進係(☎63-8311) 2階窓口⑥

患者への支援

特定疾患医療費給付・小児慢性特定疾患医療費給付

原因不明、治療法未確立の難病(特定疾患)にかかっている人の医療費自己負担分の一部を公費で負担します。

小児慢性特定疾患にかかっている18歳未満(疾患によっては20歳未満)の人の医療費自己負担分を公費で負担します。

▶ お問い合わせ 県西健康福祉センター(☎62-6225)

特定疾患者福祉手当

原因が不明であり治療方法が確立していない難病があり、県の特定疾患医療費給付などの公的負担を受けている人に福祉手当を支給します。

▶ お問い合わせ

障がい福祉課障がい医療係(☎63-2127) 1階窓口⑤

難病患者等居宅生活支援

在宅の難病患者などの人に、ホームヘルパーの派遣や短期入所および日常生活用具の給付などのサービスを提供し、難病患者の人の自立と社会参加の促進を支援します。

▶ お問い合わせ

障がい福祉課障がい福祉係(☎63-2176) 1階窓口⑤

障がい医療係(☎63-2127) 1階窓口⑤

医療用ウィッグ・乳房補整具購入費補助

がん治療を受けた人に、医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費用の一部を補助しています。

▶ お問い合わせ

健康課健康増進係(☎63-8311) 2階窓口⑥

骨髄移植ドナー支援事業

鹿沼市内に住む骨髄等の提供者(ドナー)とドナーを雇用する事業所を対象に、助成金の交付を行っています。

▶ お問い合わせ

健康課健康増進係(☎63-8311) 2階窓口⑥

広告

ONO
MEDICAL CLINIC

小野内科循環器科医院

日本循環器学会認定
循環器専門医 小野雄大・小野彰史



診療時間 午前9:00～12:00
午後3:00～6:00

休診日 日曜・祝日・木曜

鹿沼市万町939-6 ☎64-3385



障がいのある人のために

障がいがある人のための各種制度を利用する場合、障がい福祉課障がい福祉係・障がい医療係(1階窓口⑤)に申請してください。制度により医師の診断などが必要になる場合や、補装具等を購入してからでは制度の対象にならない場合があります。

① 身体障害者手帳

身体障がいがある人に交付される手帳です。

② 療育手帳

知的障がいがある人に交付される手帳です。

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがある人に交付される手帳です。

①～③の手帳をお持ちの人は、障がいの程度に応じ各種サービスが受けられます。

④ 心身障がい者の手当

種類	対象
特別児童扶養手当	重度の心身障がい児(20歳未満)を養育している人(所得制限あり)
重度心身障害者福祉手当	重度の心身障がい者(児)で常に介護を必要とする人(所得制限なし)
特別障害者福祉手当	在宅の、重度の心身障がい者で常に介護を必要とする20歳以上の人(所得制限あり)
障害児福祉手当	重度の心身障がい者で常に介護を必要とする20歳未満の人(所得制限あり)
心身障害者扶養共済年金	加入者(保護者など)が死亡された場合などに、残された障がい者に年金を支給します。加入者の掛金は、月額9,300円～23,300円です。(2口まで加入できます)

※支給額についてはお問い合わせください。

⑤ 重度心身障がい者の医療費の助成

①身体障害者手帳1級・2級程度の障がいがある人、②療育手帳A1・A2程度の障がいがある人、③身体障がいおよび知的障がいの重複した障がいがある人、④精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人に対して病院などで診療を受けた場合の一部負担金を助成します。

⑥ 更生医療

身体障がいに対し、その障がいの除去、軽減を目的として実施される医療費に給付するものです。身体障害者手帳を持っている18歳以上の人で、指定医師の意見書添付により申請できます。

⑦ 育成医療

18歳未満で体に障がいがあり、放置しておくと将来障がいが残ると思われるが、治療で障がいの改善が期待できる18歳未満の子どもに対して、治療費の一部が公費で負担される制度です。

⑧ 精神通院医療

精神疾患のため継続して通院する必要がある場合に、その医療費の一部が公費で負担される制度です。

⑨ 補装具費の支給

身体障害者手帳を持っている人で、補装具が必要と認められる人に補装具費を支給します(原則1割自己負担)。要介護認定者は介護保険給付が優先されます。

対象となる補装具の種類

種類	対象
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義手、義足、装具、車椅子、歩行器など



広告

OPEN AIM KITSU 2026

放課後等デイサービス
就労支援
グループホーム
計画相談支援
etc.

いつでも見学受付中!
AIMキッツ体験見学で
おやつプレゼント

有限会社カネヒロ 鹿沼

子どもから大人まで、
つながる支援

ホームページもCHECK!

⑩日常生活用具の給付

在宅の重度障がい者(児)や難病患者などが日常生活をしやすいするために、次のような日常生活用具を給付します。介護認定を受けている人は介護保険による給付が優先します。

給付される日常生活用具の種類

種類	対象
視覚障がい	盲人用時計、盲人用体重計、電磁調理器、点字タイプライターなど
聴覚・言語機能障がい	室内信号装置、情報受信装置、補聴器用電池、人工喉頭など
肢体不自由	便器、特殊寝台(ベッド)、入浴補助用具、体位変換器、移動・移乗支援用具、紙おむつなど
内部障がい	透析液加湿器、ネブライザー、電気式たん吸引器、ストマなど
知的障がい	特殊マット、特殊便器、頭部保護帽など
難病患者など	特殊尿器、体位変換器、特殊寝台など

⑪介護給付・訓練等給付

居宅、施設において受けられる様々な介護・訓練等のサービスです。

サービスの種類(主なもの)

種類	内容
居宅介護	自宅で、身体介護・家事援助を受けられます。
生活介護	通所先で身体介護の他、創作的活動などを受けられます。
短期入所	介護者が病気の場合などに、施設において短期間介護等を受けられます。

※原則として介護認定を受けている人は、介護保険による給付が優先します。

費用は、課税状況により異なります。

⑫障害児通所支援

障がい児のための、専門的療育を受けられるサービスです。

サービスの種類(主なもの)

種類	内容
児童発達支援	知識技能の付与・集団生活への適応訓練などを受けられます(未就学児対象)。
放課後等デイサービス	生活能力向上のための訓練、社会交流促進のための支援を受けられます(就学児対象)。

※費用は、課税状況により異なります。

⑬福祉タクシー券の交付

身体障害者手帳1・2級の人と療育手帳A1・A2の人および精神障害者保健福祉手帳1・2級の人に対し、乗車券を交付します。⑭の移送サービスまたは、自動車税の減免制度のいずれかの選択制になっています。

⑭移送サービス

身体機能の低下や障がいにより公共の交通機関を利用できない人や、家族による送迎が困難な人を各地区のボランティアにより送迎車両で送迎する事業を粟野地区・粕尾地区・永野地区・清洲地区・南押原地区・加蘇地区・西大芦地区の各地区福祉活動(コミュニティ)推進協議会で実施しています。

利用できる人は事前登録制で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者、75歳以上の高齢者のみの世帯の人など一定の条件があり、送迎できる場所も制限があります。

費用 燃料代相当分

お問い合わせは、各地区のコミュニティセンターへお願いします。



広告

人と環境に優しく
医療法人ヒポクラテスの
介護サービス

介護ステーション たけむら
デイサービス ショートステイ 居宅介護支援
 鹿沼市西茂呂4-46-3 ☎0289-63-3010

介護付有料老人ホーム たけむら
特定施設入居者生活介護
 鹿沼市西茂呂4-46-3 ☎0289-63-1100

介護老人保健施設 たけむら
クローバー館
老健・通所リハビリ 居宅介護支援センター ヘルパーステーション
 鹿沼市茂呂1858-147 ☎0289-63-6020

ホームページ

福祉タクシーのご用命なら!
三ツ星ケアタクシーサービス

車イスのままで、行きたいところへ
 安心・安全・快適にお送りいたします。

通院 お買い物 お食事
 冠婚葬祭 お墓参り などなど

・ご希望の方には車イスを準備いたします。
 ・ドライバーは介護ヘルパー2級資格者

〒322-0025 鹿沼市緑町3-7-16
完全予約制 ☎0289-78-5802
 お気軽にお問い合わせください

安心・安全

15 その他の福祉制度

自助・訓練具の給付、自動車改造費の助成、有料道路料金の割引、NHK放送受信料の免除、公共交通機関、航空運賃の割引などがあります。

詳しくは、障がい福祉課までお問い合わせください。

▶ 鹿沼市障がい児者基幹相談支援センター

障がいの種類を問わず、鹿沼市にお住まいの障がいのある方およびその家族に対し、生活上のさまざまな相談に応じ、必要な助言などを行います。

とき 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

ところ やまびこ荘内

費用 無料

▶ お問い合わせ

鹿沼市障がい児者基幹相談支援センター(☎60-2588)

▶ 障害者就業・生活支援センター

働く意欲のある障がい者の就業相談や職場開拓・訓練、定着支援を行います。

とき 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

ところ フィールド(武子希望の家内)

費用 無料

▶ お問い合わせ フィールド(☎63-0100)

▶ 声の広報サービス

ボランティアグループ「朗読グループいずみ」と「デージーこだま」の協力で、目の不自由な人を対象に広報かめまを録音したデージー図書(CD-R)とカセットテープを無料で郵送しています。

また、図書館でも貸し出しています。

▶ お問い合わせ

秘書課広報広聴係(☎63-2128) 3階窓口②

障がい福祉課障がい福祉係(☎63-2176) 1階窓口⑤

▶ 車椅子の貸出

病気ケガなどで自宅療養する人や障がい者、高齢者が外出などをするとき、一時的に車椅子を貸し出します。

▶ お問い合わせ 社会福祉協議会(☎65-5191)



広告

一般社団法人 千安会
ボノイムア Pono imua
～就労継続支援B型事業所～

自分に合う働き方で、毎日をもっと快適に

ククナ Kukuna
～日中一時支援事業～

利用時間や料金などお問い合わせください。

見学はいつでも対応します
鹿沼市東町2-1-36
☎0289-74-5416



健康・福祉

介護保険

要介護等認定申請

65歳以上の人で、心身の状態に何らかの支援や介護が必要となり介護保険サービスを利用する場合は、要介護認定が必要になりますので申請をしてください。

40歳から64歳までの人は、介護が必要になった原因が特定疾病に因る場合に申請ができます。

▶ 特定疾病

1	筋萎縮性側索硬化症
2	後縦靭帯骨化症
3	骨折を伴う骨粗しょう症
4	多系統萎縮症
5	初老期における認知症
6	脊髄小脳変性症
7	脊柱管狭窄症
8	早老症
9	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
10	脳血管疾患
11	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
12	閉塞性動脈硬化症
13	関節リウマチ
14	慢性閉塞性肺疾患
15	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
16	がん末期

申請先

- 市役所介護保険課 1階窓口③
- 各コミュニティセンター
それぞれの窓口に申請書が置いてあります。

申請に必要なもの

- 65歳以上(1号被保険者)…介護保険被保険者証
- 40歳から64歳(2号被保険者)…加入している健康(医療)保険がわかるもの(資格確認書または資格情報のお知らせ)、介護保険被保険者証(交付されている場合)

調査

申請を受け、市の介護認定調査員が、家庭などを訪問し心身の状況などを調査します。

審査

調査結果や主治医の意見書などにより医師や福祉の専門家からなる介護認定審査会において審査します。

認定

審査会の判定に基づき、次のように要介護区分を決定し通知します。

非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	介護量 小			介護量 大			

広告

愛する地元で人生に
ずっと安心を

シンシアハート
訪問看護ステーション
居宅介護支援事業所



ホームページも見てね

シンシアハート
訪問看護ステーション



鹿沼市北半田1302-13
☎ 0289-71-3300



介護サービスの利用

要介護認定後、介護サービスの利用が出来ます。所得等に応じてサービス費用(保険適用分)の1割から3割が利用者の自己負担となります。食事に関する費用など、保険適用外のサービスは全額自己負担となります。

▶ 在宅サービス

一部のサービスを除き、要支援1から要介護5までの認定を受けた人がサービスを受けることができます。

在宅でサービスを受けるには、居宅介護支援事業所のケアマネジャーなどが作成する介護サービス計画に添って、サービスを利用します。

訪問系サービス

- 訪問介護(ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護
- 訪問リハビリテーション
- 訪問看護
- 居宅療養管理指導

通所系サービス

- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリテーション(デイケア)
- 認知症対応型通所介護
- 短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)

その他

- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 特定施設入所者生活介護
- 福祉用具購入
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 福祉用具貸与
- 住宅改修

▶ 施設サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設(老人保健施設)
- 介護医療院

利用者負担額軽減

▶ 居住費(滞在費)、食費の負担限度額軽減

利用者負担段階に応じ、施設入所(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)および短期入所(ショートステイ)利用時の居住費(滞在費)、食費の負担限度額が定められ、負担限度額までが利用者負担となります。軽減を受けるには申請が必要です。

▶ 社会福祉法人等利用者負担軽減、医療法人等利用者負担助成

市民税世帯非課税者で、収入や資産、世帯状況などを勘案し生計が困難であると認められた人は、社会福祉法人・医療法人などが行うサービス(一部)を利用した場合、利用料が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。

高額介護サービス費

1か月ごとのサービス利用額(保険適用分の1割から3割)が利用者負担上限額を超えた時は、超えた分を支給します。支給を受ける場合は申請が必要です。対象となる人には、市からお知らせと申請書を送ります。

▶ お問い合わせ

- 介護サービスについて
介護保険課介護保険係(☎63-2283) 1階窓口③
- 介護認定について
介護保険課介護認定係(☎63-2286) 1階窓口③



広告

清潔で明るく快適な施設！ 充実の設備・きめ細やかな介護サービス！ 新しい生きがいをスタートさせませんか？



茶寮「ビオトピア」 「暖らいふ」

- 有料老人ホーム・住宅型
- 居宅介護支援事業所
- 訪問介護事業所
- デイサービスセンター



ふくしや
株式会社 福祉舎

栃木県鹿沼市北半田1489-1
TEL 0289-75-2800 FAX 0289-75-2830



在宅福祉サービス

総合相談・支援業務（地域包括支援センター）

高齢者に関する相談は、お住いの地区の地域包括支援センターへご相談ください。

施設名	所在地	電話
鹿沼市地域包括支援センター	今宮町1688-1 (高齢福祉課内)	☎63-2175
鹿沼東地域包括支援センター	上石川1465-4	☎74-7801
鹿沼東部台地域包括支援センター	幸町2-1-26	☎74-7337
鹿沼北地域包括支援センター	富岡492-2	☎62-9688
鹿沼中央地域包括支援センター	上殿町960-2	☎64-7236
鹿沼南地域包括支援センター	椋山町40-2	☎60-2000
鹿沼西地域包括支援センター	口栗野1780	☎85-1061

在宅介護支援センター

在宅介護に関しての相談窓口です。高齢者や介護者が抱えている心配事や悩みに24時間体制で相談に応じます。必要な保健・福祉サービスを紹介し、連絡調整をします。相談は無料です。

施設名	電話番号
さつき荘在宅介護支援センター	☎76-2956
ハーモニー在宅介護支援センター	☎60-2345
在宅介護支援センターグリーンホーム	☎63-3677
在宅介護支援センターおりづる	☎60-2272
在宅介護支援センターたけむらクローバー館	☎63-6005
在宅介護支援センター栗野荘	☎85-2512
在宅介護支援センターかみつが	☎64-7281

生活管理指導短期宿泊事業

65歳以上のひとりぐらしまたは高齢者のみの世帯の人が、自立した生活を送るために7日間以内で施設に宿泊し、生活習慣などの訓練や体調の調整を行います。

利用料 1日あたり419円 ※食事代等其他実費負担あり

生きがい活動支援通所事業（ほっとホーム）

おおむね60歳以上で家に閉じこもりがちな人に対して、趣味活動を通じて仲間とふれあいながら心身の健康を維持できるよう気軽に利用できる場を提供します。

費用 利用者負担があります。

施設名	電話番号
西大芦いきいきほっとホーム	☎74-2067
ほっとホーム津田	☎76-5718
ほっとホームうわの	☎65-6391
ふれあいほっとホームさかえ	☎65-1078
ほっとホームたまち	☎65-7081
ほっとホームせんど	☎64-7100
ほっとホームみの	☎64-0521

通いの場

（ほっとサロン、通所型サービス・活動B、元気アップくらぶ）

自治会やボランティア団体等が高齢者の社会参加の促進や健康寿命を延ばすため、みんなで楽しく歌ったり、体操したりする場を提供しています。

市内100か所で実施されており（令和7年3月現在）、誰でも気軽に参加できます。

▶ お問い合わせ

高齢福祉課地域包括ケア推進係（☎63-2288）1階窓口④

地域包括支援センター（☎63-2175）1階窓口④

— 広 告 —

特定非営利活動法人 鹿沼さつき会

**デイホーム
さつき**



介護でお困りの事・お悩みの事、
お気軽になんでもご相談下さい！

TEL **62-1422**

■デイホームさつき（通所介護）
■居宅介護支援事業所デイホームさつき
■グループホーム「桜の社」（2026年11月開所予定）
〒322-0256 鹿沼市下沢420-7
TEL (0289) 62-1422
FAX (0289) 64-7498

■小規模多機能「声の子田中さん家」
■グループホーム「声の子田中さん家」
〒322-0101 鹿沼市草久986-1
TEL・FAX (0289) 70-1070



「食」の自立支援事業(配食サービスなど)

要介護状態(要支援・要介護認定者など)により食事の調理ができない、または困難なひとり暮らしや高齢者のみの世帯等の人に食関連サービスの利用調整を行い、必要と認められた人に対して栄養バランスのとれた食事を届けるとともに(昼食時)、安否を確認します。

利用料 1食400円(材料費として)

緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、病気等により日常生活に不安のある人に、急病や災害時の緊急時に迅速に連絡をとることができる緊急通報システム機器を設置します。

救急医療情報キットの給付

高齢者や障がい者のひとり暮らし世帯などの急病等の緊急時に、迅速かつ適切な救急活動に必要な医療情報等を保管する「救急医療情報キット」を給付します。利用者が自宅の冷蔵庫に保管することにより、市民の安全と安心の確保を図ります。

寝たきり老人等紙オムツ給付事業

満40歳以上で要介護2～5の認定を受けており、ねたきり・認知症などにより常時紙オムツを使用している在宅の人に、紙オムツ券を給付します。

はり・きゅう・マッサージ施術費の助成

75歳以上の人または65歳以上で身体障害者手帳1・2級に該当する人に対して、施術費助成券を交付します。

無料入浴券の交付

65歳以上で自宅にお風呂がなく、市内の公衆浴場を利用している人に無料入浴券を交付します。

介護手当

6か月以上市内に住所があり、要介護4・5である65歳以上の人を、居宅で同居しながら1か月に15日以上日常生活の介護をしている人に介護手当を支給します。該当すると思われる人は、市に受給資格認定申請書を提出してください。資格認定後は、7月(1月～6月分)と1月(7月～12月分)の年2回、現況届を提出していただきます。

補聴器購入費の助成

65歳以上の、両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上で聴覚の身体障害者手帳の交付対象とならず、医師に補聴器の装用によりコミュニケーションにおいて一定の効果が期待できると診断された人に対して、補聴器の購入費の一部を助成します。

福祉電話の設置

電話を持たない65歳以上のみ、または65歳以上の人と重度心身障がい者のみの、市民税非課税または生活保護を受けている世帯に電話機や電話回線を貸し出します。

敬老祝

90歳、95歳、100歳の人に祝品等を贈呈します。

高齢者くらしのお手伝い事業

65歳以上のみの世帯で、世帯に要介護(要支援)認定者または介護予防・生活支援サービス事業対象者が含まれていて、同一敷地内に親族の世帯がなく、市民税が非課税である世帯に対し、介護サービスの対象とならない居宅周りの手入れ、掃除、軽微な修繕などの日常生活の援助をします。

費用 利用者負担があります。

▶ お問い合わせ

高齢福祉課地域包括ケア推進係 ☎63-2288 1階窓口④
地域包括支援センター ☎63-2175 1階窓口④



広告

介護ショップ 介護保険指定事業者
各種介護用品
レンタル販売

30周年
Anniversary

ピュアぱらんち

- ◎介護支援ベッド各種
- ◎日常生活福祉用具各種
- ◎障害者福祉用具各種

介護保険が適用される住宅改修
(本店)鹿沼市西茂呂2-3-20
☎(0289)63-1122(代)
☎0120-84-8341

施設サービス

養護老人ホーム

65歳以上で、親族による支援が受けられないなどの環境上の理由および経済的理由により家庭での生活が困難になった人のため、養護老人ホームの入所の相談に応じます。
※入所の相談は市役所高齢福祉課にご連絡ください。施設に直接申し込むことはできません。

※希望しても、審査の結果、入所できないことがあります。

養護老人ホーム

名称	所在地
鹿沼市千寿荘	日吉町386

▶ お問い合わせ先

高齢福祉課地域包括ケア推進係 (☎63-2288) 1階窓口④

高齢者世話付住宅生活援助員派遣 (シルバーハウジング)

高齢者の生活特性に配慮した住宅に、生活援助員を配置し、緊急時の対応などのサービスを提供します。入居には、公営住宅の抽選会に応募する必要があります。

通常の公営住宅の入居費用のほか、生活援助員の派遣に係る負担金が必要です。

名称	所在地	戸数
日吉町南市営住宅	日吉町640	15戸
緑町西市営住宅	緑町1-6-2	24戸
県営日吉住宅	日吉町644	15戸

▶ お問い合わせ

高齢福祉課地域包括ケア推進係 (☎63-2288) 1階窓口④

医療と健康

後期高齢者医療

被保険者の資格

75歳の誕生日からは、後期高齢者医療制度で医療が受けられます。(65歳以上で広域連合の障害認定を受けた人を含みます)



資格確認書等の交付

75歳の誕生日前月の末までに、市役所から後期高齢者医療資格確認書等をお送りします。

医療機関での一部負担金の割合

区分	負担割合
ア 現役並み所得者	3割
イ 一般Ⅱ	2割
ウ 一般等(ア・イ以外の人)	1割

※各区分は、その世帯の後期高齢者医療被保険者の住民税課税所得等で判定されます。

後期高齢者医療関係の届出の種類

※各届出には、免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

No.	こんなとき	必要なもの	その他
1	65歳以上で障害認定を受けるとき(1・2・3級と4級の一部)	● 今までの資格確認書等 ● 障害者手帳	—
2	他の市区町村から転入してきたとき	—	転入届と同時に
3	他の市区町村へ転出するとき	● 資格確認書等(返還する)	転出届と同時に
4	市内で住所を異動したとき	—	転居届と同時に
5	資格確認書等を紛失したとき	—	—
6	死亡したとき(葬祭費)	● 資格確認書等(返還する) ● 葬祭執行人名義の通帳 ● 葬祭執行人であることが確認できる書類(会葬礼状・領収書等)	—
7	死亡したとき(高額療養費等)	● 相続人代表者の通帳	—

※1以外はコミュニティセンターでも受け付けます。

※マイナンバーカードを保険証として利用する申し込みをしている場合、上記の届出以外のマイナ保険証としての手続きは不要です。

申請により払い戻しが受けられるもの

※各申請には、免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

No.	こんなとき	必要なもの
1	医師の診断による補装具(コルセットなど)をつかった	● 資格確認書等、本人名義の通帳 ● 医師の証明書 ● 補装具代金の領収書
2	やむを得ず資格確認書等を持たないで医療機関にかかり、医療費を全額自己負担した	● 資格確認書等、本人名義の通帳 ● 医療費の領収書、診療内容のわかる明細書

▶ お問い合わせ

保険年金課保険年金係 (☎63-2125) 1階窓口②

▶ 健康診査

健康診査の受診券を送付しています。年に1回、受診してください。

▶ 人間ドック

疾病の早期発見・治療のため、身体の状態を詳しくチェックする検診です。検診費用の一部を補助します。

▶ 脳ドック

脳血管疾患の予防と早期発見・早期治療のため脳の血管の状態を詳しくチェックする検診です。検診費用の一部を補助します。

▶ オーラルフレイル改善歯科健診

フレイル予防と改善のために対象者へ受診券を送付します。

▶ 生活習慣病 重症化予防事業

生活習慣病が悪化しないように生活習慣の見直しや受療の相談・支援を行っています。

▶ お問い合わせ

保険年金課保健事業係(☎63-2246) 1階窓口②

保健指導

保健師や栄養士が健康に関する相談を受けています。

▶ 在宅要介護高齢者等歯科保健推進事業

おおむね65歳以上の寝たきり等の理由で、歯科保健および診療受診困難な人を対象に、歯科医師、歯科衛生士などが訪問し、主に応急的な処置が受けられます。ただし、診療費と歯科医師などの交通費がかかります。

▶ お問い合わせ

健康課市民健康係(☎63-8312) 2階窓口⑥

予防接種(高齢者)

高齢者インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、高齢者肺炎球菌、带状疱疹の予防接種について、費用の一部を助成します。詳しくは、健康課へお問い合わせください。

▶ お問い合わせ

健康課健康増進係(☎63-8311) 2階窓口⑥

生活保護

思わぬ病気やケガ、家族の死亡などによって、生活費や医療費に困ることがあります。生活保護は、生活に困っている世帯の最低限の生活を保障し、その自立を援護するための制度です。お近くの民生委員、または厚生課保護係にご相談ください。

▶ お問い合わせ 福祉まるごと課保護係(☎63-2173)

福祉資金の貸付

生活つなぎ資金

低所得世帯の人に、生活のつなぎ資金として、30,000円を限度に一時的にお貸しします。地区担当民生委員の証明と市内居住の連帯保証人(1人)が必要です。

生活福祉資金(県社会福祉協議会貸付)

低所得者(市民税非課税程度)・障がい者・高齢者などの人に、一時的に資金をお貸しする制度があります。

手続き、償還方法などの詳細は、市社会福祉協議会へお問い合わせください。

▶ お問い合わせ 社会福祉協議会(☎65-5191)

その他

あすてらす かぬま(日常生活自立支援事業)

福祉サービスの利用の方法がわからなかったり、預貯金の出し入れなどにお困りの高齢者や障害を持つ人を対象に、福祉サービスの情報提供や預貯金の出し入れ、書類の預かりなどをお手伝いします。

詳しくは、社会福祉協議会へご相談ください。

▶ お問い合わせ 社会福祉協議会(☎63-2817)

徘徊老人SOSネットワーク

おとしよりの行方がわからなくなったとき、すぐに鹿沼警察署へ連絡してください。

▶ お問い合わせ

鹿沼警察署生活安全課 (☎62-0110)

